

## うばゆり指定解除の流れについて（案）

- ① 美女木八幡社とうばゆりの指定解除について協議（令和〇年度）
- ② 協議内容について文化財保護審議会で報告・審議（令和〇年度）
- ③ 令和〇年第〇回定例教育委員会へ議案「市天然記念物の解除について」を提出
- ④ 文化財の解除・告示 ※令和〇年度  
※戸田市文化財保護条例第7条に基づく通知  
戸田市指定文化財指定解除通知書（戸田市教育委員会→美女木八幡社）
- ⑤ 指定文化財解除の報告 ※令和〇年度  
○起案「戸田市指定天然記念物の解除について（報告）」  
※文化財保護法第182条第4項に基づく報告  
（市教育長→県教育長）  
（市教育長→文化庁長官）

指定解除の根拠：戸田市文化財保護条例

第6条 前条第1項の規定により指定された市指定文化財がその価値を失ったとき、又は市の区域外に移ったときは、その指定を解除することができる。

2 保持者が死亡したときは、保持者の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。

3 市指定文化財が文化財保護法又は埼玉県文化財保護条例(昭和30年埼玉県条例第46号)に基づいて指定を受けたときは、市の指定は解除されたものとする。

4 前3項に規定するもののほか、教育委員会が市の指定を解除することが適当と認める事由のあるときは、その指定を解除することができる。